

住民参加の地域戦略

北海道ニセコ町長

逢坂 誠二



1. 自治における住民と行政の危うい関係

■ 住民の依存体質や行政不信、行政の住民不信

私は、大学を卒業してからすぐニセコ町役場に就職し、11年余り役場の事務職員として仕事をしました。その間に、役場というものの存在は随分と危ういものだと感じておりました。

たとえば、役場は住民にあまり信用されていない。また、逆に役場の側も住民のことをそれほど信用していない雰囲気があり、お互いの間に不信感があるわけです。お互いに不信感があるにも拘わらず、住民の側には何か困ったこと、トラブルが起きると、すぐに行政に何らかの措置を求める傾向があるようです。つまり行政に対していろいろと批判はするけれども、反面、行政任せにしがちな依存体質があるようです。

■ 自治の本質は、

「責任を持って自ら考え行動する」こと

自治は、本来、自分たちの地域のことを自分たちが責任を持って、自ら考えて行動していくということです。しかし現実には、全ての問題について、全ての住民が直接に関わって対処することというのはできませんし、それは当然のことです。そこで、自治をうまく推し進めるための様々な仕組み(議会、首長、役所職員、税・財政制度、コミュニティなど……)が用意されているのです。しかし、この様々な仕組みと、本来自

治が果たすべきことや機能との間には、乖離があるように私は感じておりました。

■ 社会経済構造の変化の中で、

真の自治が機能することが必要

戦後50年以上が経過し、現在日本の社会は、大きな変化のときを迎えています。少子化による人口減、経済成長の鈍化と財政難など、かつて我々が体験したことのない社会の大変革が起こり始めています。戦後、我々は新たな自治の仕組みを手に入れました。しかし、終戦直後の復興期から高度経済成長期を経てバブル経済に至るまで、必ずしも真の自治は機能しなくとも良かったとも言えます。つまり、目指すべき社会の姿が明確であり多くの国民もその価値に同調していたために、異質の価値をぶつけ合って自ら考えることが不要だったのです。また経済、財政の規模拡大が前提となった社会であったため、多少の異なった考えがあったとしても、多様な意向をあれもこれも実現できたのです。

しかし20世紀の後半になって、人口減と経済成長の鈍化がもたらす社会構造の変化の中では、真の自治が機能しなければ、地域の様々な課題の解決が難しくなってきたわけです。つまり多様な価値観の中から、税で実現すべき公共性について、個々人が責任をもって徹底的に議論し、どんな経過である一定の結論にたど

り着いたかを、多くの人が共有できる仕組みなしには、満足の行く地域での生活は実現しなくなったのです。戦後50年近くが経過して、今になってはじめて本当の意味での民主的な自治が実現すること、これが必要になっているわけです。

そこで現在、我々が手にしている「自治の仕組み」と「自治の本質」との乖離を埋め、生き生きとした自治を実現させることが、大きな課題となっているのです。

2. 自治の原動力は情報

■ これまでの自治はメニューのないレストラン

戦後から20世紀後半までの日本の自治は、メニューのないレストランにたとえることができます。自分たち自らが議論して選択し、責任を持って行動するという自治本来の動きが、必ずしも必要ではありませんでした。そのレストランの調理人の能力や食材のことを考慮することもなく、自分の意のままに食べ物を要求すると料理が提供されていたのがこれまでの自治でした。そこには、レストランの実態がどうなっているか、将来の経営はどうなるというような、責任は全く存在していません。また、経営者の側も、顧客の要望がある程度一定しているに加えて、経営状態も拡大基調で順調だったため、提供可能な料理や経営の内幕までの様々な情報を提供する必要がなかったのです。

しかし、近年になって顧客の要望が多様化するとともに、経営状況にも悪化が見られるようになります。こうした中でレストランの限られた資源(調理人の力量、経営のための資金力など)だけでは、当然、多様化する顧客の声に応えることはできません。メニューを見せないで顧客の要望だけを聞き続けることで、レストランが本来持っている能力とかけ離れた状況が生まれ、経営者も顧客も不満が募る一方なのです。

■ 自治の本質実現の原動力は「情報」

経営者も顧客も満足できるレストランを実現するためには、経営者は自分の能力に見合ったメニューを提示することが必要です。また単に、経営者が自己の能力の範囲で一方向的にメニューを作成しても、それが顧客の支持を得ることができるかどうかは分かりません。

自己の経営の状況を考慮しながら顧客の声を伺うなどの市場調査は不可欠です。顧客の側も、レストランの経営実態を把握せずに単に要求ばかりを続けるというような無責任なことはできなくなります。限られた経営資源の中で、真に必要な料理とは何かを十分に吟味する必要が生まれているのです。

同じことは地域づくり、自治の現場についても当てはまります。責任を持ってものごとが判断できる情報の存在が不可欠なのです。役場での事務職員としての経験から、住民と役場との間には危うい関係があることを述べましたが、その最大の原因は、情報不足、もっと具体的なイメージとしてはコミュニケーション不足なのです。情報公開という言葉がありますが、要求に応じて情報を出すか、出さないかという情報公開は大切なことですが、そもそも基本的に当たり前の感覚でコミュニケーションをするというようなことが、あまりなかったわけです。

こうしたコミュニケーションを通してものごとを適正に判断できるための情報を持つことが、自治の本質実現の第一歩だと言えます。つまり自治を推し進める原動力は情報であり、情報のやりとりによるコミュニケーションが不可欠です。アメリカには「情報は自治の通貨である」という言葉があるようですが、自治の世界の情報について、似たような概念があるのだと感じています。

3. 参加

■ 住民が主体(情報共有と参加は当然)

地域をつくる主体は住民でありますから、種々の地域づくりの場面に住民が参加できるのは当然のことです。また、自分たちの地域について誇りを持つという観点からいっても、地域に住んでいる皆さんが主体的にかかわる分野が、少しでもたくさんあることが重要です。参加することによって、地域への愛着が醸成されるのです。

情報は自治の原動力だと言いましたが、単に問題意識を持つという意味で情報が重要であるばかりではなく、自治の主体である住民が自主的に行動するという

点からも情報の存在は、当然のことと言えます。たとえば情報を与えないで意見を聞くなどということは、これはおかしいことであり、情報と参加（住民の主体的、自主的活動）というものとは、まさに表裏一体のものなのです。

地域づくりとは、あらゆる分野において住民とともに、行政や議会も一緒になった継続した学習の繰り返しののだと思います。課題を発見し、ともに悩む、考える、そして行動していくことが地域づくりなのだろうと考えます。

4. ニセコ町の取り組み事例

■ 当たり前の感覚で当たり前に実行できるか、

専門性とわかりやすさ・素人の視点の重要性

コミュニケーションと情報共有、参加、これらが浑然一体となって自治の本質の実現を図ること、これがニセコ町のまちづくりの基本原則です。これらを実現するためには、あまり特殊な難しいことは必要ないと考えております。重要なのは、しごく当たり前のある種、稚拙とも言えるストレートなやり方です。専門家どうしが話して理解できるようなことではなく、素人の目線でいかにうまくコミュニケーションを行うことができるかが鍵です。住民自らが主体的に、責任を持って考え行動するという自治の本質を、住民の目線で実現するためには、これがとても大事なのだと考えています。情報共有と参加などを軸とするニセコ町の取り組み事例の一部を、以下に紹介します。

① まちづくり町民講座

まちづくり町民講座は、役場の担当課長が講師になって、町民に自分が担当している分野の現状や課題をお知らせし、町民とともにその問題について議論するものです。これは、ただ単なる町の政策PRの場ではなく、財政担当の課長の場合は、「町の借金や貯金の残高」、「歳入やその使途」、「他町村と比較した財政状況」など、行政にとっては嫌と思われることも専門用語を避けてなるべく分かりやすく説明します。福祉担当の課長の場合は、福祉の給付事業などを説明するだけでなく、高齢者や障害者の現況、少子化の進行状況、

他町村と比較した福祉の現況を説明し、課題も提示します。

これまでは役所の側からの説明と言え、何か事業を行うとか、工事を実施するなど具体的に何かを説明する必要に迫られて実施するケースが、ほとんどと言って良いと思います。この講座では、あえて町民から聞かれなければ説明しなかったような事項、しかし町のことを考えるためには重要な情報をお知らせすることに意味があります。講座の前半では、講師役の課長が町の課題は何かを課長なりに話し、後半は、参加者の皆さんと、その課題について意見交換、議論します。こうして町の実態や現状について、少しでも町民の皆さんに理解を深めてもらうのがねらいです。参加者のみなさんと、役所職員がともに学習をする講座とも言えます。つまり簡単に言うと、今まであまり町民には知らされていなかった役所の仕事のことをお知らせし、町の将来に向かっての課題を町民の皆さんとともに考える場とするのが、この講座の一つの目的です。

二つ目の目的は、職員研修の場となっていることです。講師役の課長などが人前で、自分の担当している仕事をまとめて、自分の言葉で話すことを通じ、まとめる力や表現力、町民と円滑に対話する姿勢を養うなどの研修という目的が含まれています。実は、直接町民の皆さんと対話することが、役所の職員の不得意なこと、嫌なことのひとつです。しかし、役所は町民のために仕事をするところであり、職員は町民に雇われているわけですから、町民と直接話をするのが不得意では困ります。そこで、このような場面でそのトレーニングをする意図があるのです。さらに、この対話の中から町民との協働の精神を養いたいというのが、三つ目の目的になっています。

② もっと知りたい今年の仕事(予算の説明書)

自治体の予算は、地方自治法に定められた方法・様式によって予算書として作成され議会で審議されます。しかし、この予算書を見ただけで、ニセコ町がその一年にどのような仕事をするのかを知ることは、必ずしも簡単ではありません。職員自身も自分の担当箇所の仕事は分かりますが、よその課係の仕事は予算書にい

ろいろ記述してあっても、詳細までは理解できないのが現実です。職員ですらこうした状況であり、町民の皆さんが予算書を見ただけで一年間のお金の使い道を理解するのは難しいことなのです。

財政難、価値が多様化する時代の中で、町のお金の使い道を町民に説明することは、町の責務のひとつです。しかし、その説明をするための、基本とも言える予算書が前述したような状況ですから、従前の予算書だけでは説明責任を果たすことはできません。そこでニセコ町では、予算の内容を少しでも分かりやすく説明する冊子「もっと知りたい今年の仕事」を年度当初に作成し、全世帯に配布しています。これは町長の政策PR的な性格のものではありません。つまり、その年の目玉事業や主要施策だけを書いてあるものではなく、行政にとって都合の良いことも、悪いことも記載しています。たとえば、町の借金や貯金の額、町長や職員の給与の状況、他町村との比較なども掲載しているのです。

この説明書の主な内容は次のとおりです。

- ・ 光熱水費などの予算費目ごとではなく、事業別に図表なども使いながら予算の使い道を説明する
- ・ 予算の年ごとの推移
- ・ 支出と収入の内訳など
- ・ 他町村と比較した税収
- ・ 町の借金や貯金の状況と他町村との比較
- ・ 町の借金の詳細と実施事業
- ・ 他町村との財政状況などの比較
- ・ 特別職や職員の給与の状況
- ・ ハコ物施設の維持管理費と収入
- ・ 町の補助金の支出先と金額の全リスト
- ・ 町の負担金などの支出先と金額一万円以上の全リスト
- ・ 町の委託事業の全リスト
- ・ 町の工事などの全リスト
- ・ その他社会基盤整備の状況と他町村との比較

こうした情報を提供することで、町民に予算に対する関心や厳しい目を持ってもらうことが重要です。

③町民総合窓口課

住民の皆さんとの広報広聴のチャンネルをたくさん持つことが重要ですが、反面、「たらい回し」という言葉に象徴される悪弊が役所には存在します。つまり住民が何か課題を抱えて役所の窓口に来て、担当が違うということで、色々な部署を回され、結局は問題の解決にならないような場面です。また住民の抱える課題は、役所の縦割りの部署の一箇所だけで解決のつく問題ばかりではありません。最初は住宅の相談だと思ったのだが、最終的には福祉の問題にも波及したなどというのはよくある例です。こうした場合も、部署間のたらい回しにあって、住民が役所の縦割り組織の狭間で右往左往することがあります。こうした問題を解消するためニセコ町では町民総合窓口課を設けました。住民の抱えている課題の課の帰属が不明な場合は、全てこの課で問題を受け付けます。受け付けた後に、役所内部で問題の帰属を協議し、責任の所在を明確化します。これによって、課題を抱えている町民をたらい回しして責任を回避することを少なくすることができます。

④事業の検討会議

何か大きな事業をやる場合に、自由に町民に集ってもらいその事業の内容の検討をするというのが「事業の検討会議」です。もちろん色々な政策案を策定するときには、審議会や検討委員を募って検討しております。この事業の検討会議は、それらとは全く別に、どなたでも参加できる自由な会議です。これまでの行政への住民参加は、あらかじめ結果が決まっているものに対する「アリバイ作りだ」などの批判がありました。そこで委員などを事前に指名しないで、自由に公開の場で意見を述べてもらおう、議論してもらおうというのが、この会議の設置目的です。しかし、フリーに集まるということは大変な冒険です。どんな方が集まってどんな意見が出されるのか、皆目見当がつかないのでから種々の不安がありますが、これまでにいくつかの事業について実施しております。

5. 実践への批判、そして参加の「限界と当然」

■ 情報共有と参加への批判

前項で述べた以外にもニセコ町では、情報の共有化と参加に対する色々な実践活動を行っていました。ところが、こういう作業を何度も何度もやっていくうちに、ある種の壁を感じずるようになりました。たとえば役場の側では、実践のよりどころや一貫性がないというような思いを持つようになってきたのです。つまり場当たりのただ何となくやっている、実施に恣意性があるのではという疑問を役場の職員が感ずるようになってきたのです。また住民の皆さんにも、行政にとって都合のいいところだけ参加を許されている、都合の良いところだけ大きく知らされているではないかなどという、漠然とした不安感みたいなものが出てきたのです。

さらに住民の側からは、参加の仕組みがたくさんあればあるほど時間がかかって面倒だとか、日常生活を考えたらそんなにチャンネルを用意されたって、忙しくて参加なんかできないという声も上がってきたのです。さらに私に対する批判も相当ありました。町長が自分で物事を判断できないから、参加によって住民にその判断を任せ、責任回避をしているなどとの批判です。

■ 参加の限界と当然

情報を共有し、住民が参加できる機会を増やしながらか地域をつくっていくということは大事なことなのですが、これらの批判を総合的に考えて見ると、参加には限界があるということに気がつきます。つまり個人には個々人の生活や仕事があり、多くの人が同じように参加の機会を利用できるとは限りません。また地域の課題に対する関心度合いや、その課題から受ける影響にも個人差があり、みんなが等しく参加するということは土台無理なのです。これは参加というものの限界とも感ずるわけです。もちろんこの限界があるから参加というものは駄目だと言っているわけではありません。個々人の日常のあり方を虚心坦懐に考えてみたら、その限界は当然のことであり、悪いことではありません。

もっと卑近な言い方をすると、将来に向かって地域の課題を論ずるより、今日をどう生きるか、どう食うかということが基本になるわけです。そこでいくら地域の重要な課題を議論するから参加すべきと言われても、その人に直接、しかもすぐに不利益をもたらすような課題ではなかった場合、一日の仕事で疲れ切っているから参加したくないということは、怠けているわけでも、悪いことでもないわけです。これは責められるべきことではなく、ある種当然のことなのです。

6. 参加とは何か

参加について少し考えてみます。議会での議論を間接民主主義と呼ぶならば、参加は直接民主主義的な手法とイメージされます。しかし間接民主主義だからといって、完全に選挙で選出された代表だけで議論して、ものごとを決めるということは皆無だと言えます。ほとんどの場面で、地域の皆さんの意見を考慮して、代表が議論しているのです。この地域の皆さんの意見を考慮する手法には、様々なものがあり、その適切さについては、そうとうな配慮が必要なのですが、いずれにしても住民の代表の議論になんらかの形で関与すること、こうしたことも参加の一形態です。また選挙で投票すること、議会傍聴に行くことも参加と言えます。形式の上からも参加は様々な側面を持っており、単純に間接的だとか、直接的手法だとかを割り切るのは簡単ではないと感じます。実は、私たちが地域をつくるためには、色々な手法が混在化しているのが実態なのです。

さらに参加の手法を多用することが首長の責任放棄だと私が批判されたように、参加とは判断を住民に委ねることだけなのでしょうか。参加とは、判断を住民任せにすることや、多数決で決定することではないのです。ものごとを判断し実行する過程を地域に住むみなさんが共有すること、共有できることが参加の本質だと私は考えています。この過程を共有することの中で、場合によっては多数意見で物事が決まることもあります。参加と言えば、一般的には多数決のようなことがイメージされますが、これは参加の一側面であっ

て全てではありません。

民主主義とはある種の合議活動です。つまり何らかの価値に沿って個々人の活動が規制、統制されると言うものではありません。特定の人の言いなりになって、(公共性を損なったり、個人の権利などを侵害したりしない限り)個人の自由が阻害されることはないわけです。つまり多様な価値を認めることが民主主義のスタートといえるのです。その多様な価値の中から、ある一定の方向に導いて行く作業が合議制なのです。参加とは、この合議の作業の過程を共有することです。必ずしも単に意見を聞いて声の多いほうに決める作業ではありません。

住民が直接、色々な課題を議論しても結論が出ないこともあります。また議論の結果が、首長の真意と異なることもあります。しかし、こうした様々な参加の過程や結果を踏まえてその結果の通りに決定するか、別の判断をするかは、首長であり、議会なのです。議会は自治体の議事機関であり、首長には権限があります。参加によって住民が判断したと一見思われることであっても、それを覆す権能権限を持っている議会や首長が、自治体の意思決定の直接的な最終責任を負うのは、当然のことです。住民が主体的に参加をして物事を議論して、ある一定の結論にたどり着いたとしても、それを覆す権限を持っている首長や議会は責任を逃れることはできないのです。つまり直接参加的手法でものごとが決まったとしても、それは首長や議会のお任せにはならないのです。

地域づくりの現場では、議会や首長などの代表による間接的な意思決定と住民参加などによる直接的な手法が混在化しているのが実態です。参加とは直接的に意思を決定することだけを言うのではなく、こうした混在化している全体像を知り、その過程に関与でき、その結果に不満ならさらに次の策を打つことができることと言うこともできます。

現在の自治は、間接民主主義が原則なのだから、あまり直接に住民の意見を聞くことは、間接民主主義の否定につながるという意見も聞きます。しかし、民主主義が合議制であるということを考えると、過程に関

与できる権利を保障すると言う意味の参加は不可欠なのです。

7. 参加の阻害要因

前章では多少回りくどい議論を展開しましたが、ここでは参加を阻害する要因を考えてみます。

参加といえば、(例えが悪いのですが)小学校の学級会的なものを思い浮かべる方も多いと思います。しかし、前述したとおり参加には多面的な要素があります。諸外国の例についてあまり詳しくはありませんが、今の日本は参加という手法の黎明期とも言えます。そのため、参加のための技術、技法開発が必ずしも十分ではないと感じています。参加の具体的な方法は・・・、討論のやり方は・・・、意見が対立した場合の対応は・・・など、参加についての技法が十分ではないことが参加を阻害する一つの要素になっているようです。

また役所の職員は、本来、住民のために何とか良い方向にものごとを進めようとする姿勢を持っています。しかしこうした姿勢のあまり、最初から実現不能と思われるような事柄に対しては、及び腰の対応をしがちです。個々の職員は必ずといって良いほど過去に住民対応で何らかのトラブルの経験があります。こうした過去の住民対応上のまずさが、役所の職員の個々の心の傷(トラウマ)になって、住民との直接対話を避けようとする一要因になっています。これも参加を阻害することにつながります。

何かの事業を行うには、全てを自己財源で行うことは少なく、ほとんどが補助金などの財源を見込んでいます。しかしこうした財源確保には、そのためのスケジュールがあり、十分な話し合いの時間をかけられない場面が多々あります。同じように単年度予算主義、補正予算などにも、十分な時間をかけた参加とは拮抗する側面があります。またダイオキシン規制や家畜糞尿処理などのように、法律で規制発効の時限が決められている場合も、参加を阻害する要素になります。さらに「行政に何を言っても無駄だ」という住民のあきらめや、自分に都合の良いことしか言わないというエゴも、参加にとってはマイナスに作用する事となります。

8. ニセコ町まちづくり基本条例

■ まちづくりの基本理念(情報共有と参加)を

明確化し、その過程を透明化・ルール化

前述したようなニセコ町での参加などに対する批判に答え、参加の課題(限界と当然)を克服するために制定されたのが、ニセコ町まちづくり基本条例(いわゆる自治、あるいは行政基本条例)です。

情報共有と参加という、ニセコ町のまちづくりの基本理念を明確化すること、さらに公開や参加の具体的な仕組みや、それに伴う町民の責務や権利などを明文化することを目的とした条例です。この条例を整備することによって、役場の職員も住民も漠然と感じていた、場当たりの実施や恣意性に対する不安が払拭されます。また、ある一定のルールと参加などの権利を定めることによって、参加に対する煩わしさが薄れ、自分にとって必要なときに参加しやすくなります。つまり地図を持たずに道の分からない森の中を彷徨うことは、たとえ良い目的のために行っていても不安でもあり、大変疲れます。そこで、基本条例という、少しでも道筋のついた森の地図を持つことによって、同じ森を歩くのでも、不安や疲労度合いも随分と変わってくるのではないかという思いなのです。(条文の説明は省略します。)

■ 小規模自治体の法務能力

この基本条例は、他にあまり実践例がありませんでしたので、策定は結構な苦労がありました。特にニセコ町の人口規模は4,600人程度であり、職員規模からいっても、高度な法務能力の備わった職員ばかりではありません。条例の必要性を感じたのは、相当前のことだったと思います。私の頭の中には、漠然とした条例のイメージがありましたが、それを具体化していく作業は容易な道のりとは思えませんでした。職員の中に、こうした条例が必要であるという、私の考えを理解してくれる者もありましたが、具体的にどうそれを実現してゆくかは、正直なところ闇の中での手探り状態だったのです。

こうした小規模の自治体の法務能力の欠如を補ってくれたのが、研究者の皆さんや、全国の自治体職員の

ネットワークだったのです。今回のニセコ町の基本条例をつくるに当たって一番大きく貢献していただいたのは、九州大学の木佐茂男先生です。木佐先生が主宰する、研究者、一般市民、自治体職員など構成する研究会がベースになって、ニセコ程度の規模の自治体での基本条例をイメージしながら、原案づくりがスタートしました。この原案づくりの作業とニセコの現場での議論が擦り合わせられる形で、最終的な条例案ができあがったのですが、この外部のバックアップが大きな原動力になって、ニセコの法務能力の不足がカバーされたのです。こうしたニセコだけの目線ではない作業を通して、本当にいろんな知恵が入りましたし、具体的な条文の中には北海道大学の神原勝先生のアイデアなども大きく盛り込んだところもあります。

小規模な自治体には法務能力がないと言われますが、こうしたネットワークを利用すれば、解決する方法もあるのだという感じがしました。人的ネットワークによる知恵とITを活用した情報技術ネットワーク、この両方が重要でした。

■ 基本条例実現の鍵の一つは実践

ニセコでこの基本条例が実現できた背景の一つに、実践の存在があります。あらたに机上で仕組みを考えて条文化したものではなく、色々と批判もあった実践を一般化する方向で条例を作っています。この実践が無ければ、議論の過程で、そんな規定は無理だ、難しいと否定的な見解が多くなり、実現は難しかったのではないかと思います。ニセコ町の場合は、仕組みを新たに設けるための条例制定ではなく、実践してきたことに対して、条例という側面から裏打ちをすることを目指したのです。

■ 施行後半年が過ぎての変化

これまでやってきたニセコ町の取り組みを法的に裏打ちするというのが、この条例の制定目的の一つですから、実際の役場の仕事や住民の活動、行動が目に見えて変わったという面は、少ないと言ってよいと思います。しかし、この条例の制定によって、町民の参加する権利が阻害され、または役場の側がすべき事をしなかったときには、根拠をもってその是正を要求す

ることができるようになるわけです。つまり、いざというときには力を発揮すると思っております。

また条例の制定、改廃のときに必ず住民の意見を聞き、その状況を添付して議会提案をする規定がありますが、これによって職員の意識が大きく変化したと感じます。つまり職員が常に、住民と議会を意識しながら条例の改廃、制定を行うようになったわけです。また日常の情報共有や参加の取り組みにより所がで、仕事に一本の筋が通った印象も職員の中にはあるようです。

逆に制定による悩みもあります。基本条例によって、仕事を進める上での迅速性や柔軟性が失われることです。

9. おわりに

ニセコ町での住民参加と情報共有を中心とする取り組みから、まちづくり基本条例制定にいたる過程を簡単に説明しました。

しかし、日本中で、真の自治が必要とされるのはまさにこれからであり、今は日本の自治の黎明期でもあります。同じように自治基本条例などの分野もまさに今、取り組みが始まったばかりです。今後、日本の各地から現場にそくした様々な取り組みが生まれ、それらから学び、それらを高めあう作業が不可欠なことと感じます。この論文が、この黎明期の中で、多少なりとも果たす役割があれば幸いです。

(この原稿は2001年11月24日に北海道大学で開催された日本自治学会での発言要旨をもとに再構築したものです。)

Profile 逢坂 誠二

1959年北海道生まれ。

北海道大学薬学部卒。

ニセコ町役場就職後、企画観光課企画広報係長、総務課財政係長等を経て、94年11月ニセコ町長就任。

住民参加に積極的に取り組み、2000年12月、全国初の自治基本条例である「ニセコ町まちづくり基本条例」を制定。

著書：「自治の課題とこれから」(北海道町村会) など

電子メール：ohsaka@seagreen.ocn.ne.jp

ホームページ：http://www.5a.biglobe.ne.jp/~niseko/